

6 高私参第 27 号
令和 7 年 3 月 27 日

各文部科学大臣所轄学校法人理事長
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省高等教育局私学部参事官
錦 泰 司

学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）

令和 6 年 9 月 30 日公布の「学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 28 号）」については、同日付け 6 文科高第 1045 号により、その趣旨、概要等について通知したところです。

このたび、学校法人会計基準の一部を改正する省令による改正後の学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号。以下「新基準」という。）の施行に当たり留意すべき事項等について、下記のとおり示すこととしましたので、十分御了知の上、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 64 条第 4 項に規定する法人に対して周知されるようお願いいたします。

記

第一 引当金について（第 11 条第 2 項関係）

1. 新基準における引当金の規定の趣旨は、学校法人会計基準別表第 3 の貸借対照表記載科目に示されている退職給与引当金のほか、引当金の計上について、明文の規定を設けたものであること。
2. 将来の特定の事業活動支出であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の事業活動支出として引当金に繰り入れ、退職給与引当金等の負債性のある引当金については、当該引当金の残高を、貸借対照表の負債の部に計上すること。

なお、各学校法人（私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号）による改正後の私立学校法（以下「改正私学法」という。）第 152 条第 5 項に規定する法人を含む。以下同じ。）が、令和 7 年度の期首時点で発生している引当金を令和 7 年度貸借対照表に計上する場合における、令和 7 年度の事業活動支出として引当金に繰り入れる金額は、事業活動収支計算書の「特別収支」の大科目「その他の特別支出」に、「(何) 引当金特別繰入額」などの小科目を設けて処理することができる

こと。

第二 セグメント情報について（第40条第1項第8号関係）

1. セグメントへの計上及び配分基準について

- (1) 特定のセグメント（学校法人を構成する一定の単位をいう。以下同じ。）のものとして把握できる収入額及び支出額については、当該セグメントへ直接計上すること。
- (2) 複数のセグメントに共通する収入額及び支出額については、経済の実態を適切に表す配分基準（以下「配分基準」という。）により配分することとし、具体的には、以下の①から④の方法によること。
 - ① 配分基準の選択に当たっては、いたずらに計算が複雑とならないよう留意すること。
 - ② 在籍者数、職員数、使用時間、面積等を用いて配分基準を合理的に設定し、配分すること（別添1「共通収支の配分基準の例」参照）。
 - ③ 複数のセグメントの業務を兼務する教職員の人件費の発令基準（昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」における、教職員の人件費を各部門、学部・学科等のいずれの教職員として発令されているかにより計上する取扱いをいう。）に基づく計上は、当該計上が経済の実態を表していると合理的に説明できる場合に限られること。合理的に説明できない場合は、業務に従事する時間や兼務割合等、勤務実態を反映した配分基準に基づき各セグメントに配分すること。
 - ④ 勤務実態を反映した配分基準の設定に当たっては、各学校法人において、過去の一定期間の実績値など合理的なデータを用いて案分比を設定すること。ただし、発令の内容により人件費が明確に区分されている場合は、その限りではないこと。
 - (i) 教職員が役員を兼務する場合
セグメント「大学」の教職員として発令されている者が、セグメント「学校法人部門」の役員としても発令され、かつ、それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合は、当該人件費を各セグメントに計上する。
 - (ii) 大学と短期大学を兼務する場合
セグメント「大学」の教職員として発令されている者が、セグメント「短期大学」の教職員としても発令され、かつ、それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合は、当該人件費を各セグメントに計上する。

2. セグメント情報の表示方法について

- (1) セグメント情報については、各学校法人の業務内容等に応じて適切にセグメントを設定し表示すること。ただし、以下のセグメントについては、全ての学校法人において共通に設定すること。
 - ① 大学
 - ② 短期大学
 - ③ 高等専門学校
 - ④ ①から③以外の学校、専修学校及び各種学校

- ⑤ 病院
- ⑥ その他

- (2) (1)の①、②及び③は、複数設置している場合、学校ごとにセグメントを設定すること。
- (3) (1)の④及び⑤は、複数設置している場合であっても、一つのセグメントとすることができること。
- (4) (1)の⑤は、診療所（主に学生の健康管理や教職員の福利厚生等のために設置しているものを除く。）を含むこと。
- (5) (1)の⑥は、「学校法人部門」、病院以外の附属施設、保育所など(1)の①から⑤のいずれにも該当しない部門の収入額及び支出額を計上すること。また、「その他」が「学校法人部門」のみの場合、セグメントの名称を「その他」に代えて「学校法人部門」とすることができること。
- (6) 各セグメントに含まれる部門の名称を注記すること。
- (7) 「学校法人部門」の業務の範囲は、次に掲げる業務とすること。
 - ① 理事会及び評議員会等の運営に関すること
 - ② 役員等の活動全般に関すること
 - ③ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続に関すること
 - ④ 法人主催の事業及び会議に関すること
 - ⑤ 土地の取得又は処分に関すること（他の部門の所掌に属するものを除く。）
 - ⑥ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の策定及び管理に関すること
 - ⑦ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事務に関すること
 - ⑧ その他「学校法人部門」に直接関わる庶務・会計・施設管理等に関すること
 - ⑨ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること
- (8) 昭和 55 年通知における「学校法人」部門の業務の範囲は、令和 9 年度の事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表の作成から(7)によること。
- (9) 改正私学法における学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、(1)に示すセグメントに加えて各学校法人が適切と考えるセグメントを設定し、セグメント情報を積極的に表示することが望まれること。

3. 医学部・歯学部の教職員が附属病院の業務を兼務する場合のセグメントの設定方法について

- (1) 医学部・歯学部の教職員が、教育研究活動と一体的に診療業務を行う附属病院の業務を兼務する場合は、医学部・歯学部と当該附属病院を一括したセグメント「うち、医学部等及び附属病院」を設け、セグメント「大学」の内数として表示すること。なお、医学部・歯学部以外の学部で、当該附属病院と一体的に活動している学部がある場合は、当該学部についても、セグメント「うち、医学部等及び附属病院」に含めること。また、セグメント「うち、医学部等及び附属病院」に含まれる学部及び附属病院の名称を注記すること。
- (2) 医学部・歯学部を設置していない大学又は短期大学が、学部・学科における教育研究活動と一体的に診療活動を行う病院を有する場合は、(1)の取扱いに準じて、セグメント「うち、(何) 学部等及び病院」を、セグメント「大学」又はセグメン

ト「短期大学」の内数として表示し、セグメント「うち、(何) 学部等及び病院」に含まれる学部・学科及び病院の名称を注記すること。

4. 表示すべき科目について

セグメントごとに表示すべき事業活動収支計算書の科目は、「教育活動収入計」、「教育活動支出計」、「教育活動収支差額」、「教育活動外収支差額」、「経常収支差額」、「特別収支差額」、「基本金組入前当年度収支差額」、「基本金組入額合計」及び「当年度収支差額」とすること。

5. その他

(1)セグメント情報の表示に当たっては、セグメントの設定、配分基準等の継続性に配慮すること。なお、これらを変更した場合は、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与えている影響を記載すること。ただし、当該影響が軽微な場合は、これを省略することができること。

(2)設定すべきセグメントが、セグメント「その他」以外に一のみの学校法人については、その旨を注記した上で、セグメント情報の表示を省略できること。

(3)配分基準は令和9年度の計算書類の作成から適用すること。

(4)令和7年度及び令和8年度の計算書類の作成においては、配分基準又は昭和55年通知に記載の方法を適用し、いずれを適用したかを注記することとし、また、セグメントの設定については、(1)の①から③及び⑤を集約して一つのセグメントとすることができること。

第三 子法人に関する事項について（第40条第1項第10号関係）

1. 子法人に関する事項については、私立学校法施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第21号）による改正後の私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号。以下「改正私学法施行規則」という。）第11条に規定する子法人がある場合に、次の事項を記載すること。

- (1)子法人の概要
- (2)学校法人と子法人の取引の関連図
- (3)子法人との取引の状況
- (4)子法人の債務に係る保証債務

2. 子法人のうち「学校法人の出資による会社に係る事項」（新基準第40条第1項第11号）、「関連当事者との取引の内容に関する事項」（同項第12号）又は「学校法人間の財務取引」（同項第13号）の注記の対象として該当するものがある場合、「他の注記事項との関係」（別添2「注記事項記載例」＜例1＞10.①参照）として、その旨を記載すること。また、「学校法人の出資による会社に係る事項」、「関連当事者との取引の内容に関する事項」及び「学校法人間の財務取引」の注記においても、同様に記載すること。

第四 注記事項におけるその他の留意事項について

1. 「重要な偶発債務」（新基準第40条第1項第9号）、「学校法人の出資による会社に

係る事項」(同項第 11 号)、「関連当事者との取引の内容に関する事項」(同項第 12 号)、「学校法人間の財務取引」(同項第 13 号)及び「重要な後発事象」(同項第 14 号)の記載に当たっては、平成 17 年 5 月 13 日付け 17 高私参第 1 号文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」(以下「平成 17 年通知」という。)及び平成 25 年 9 月 2 日付け 25 高私参第 8 号文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」(以下「平成 25 年通知」という。)を踏まえること。

2. 新基準第 40 条第 1 項第 15 号に規定する「財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」については、平成 17 年通知のⅡの(4)等を踏まえ、「有価証券の時価情報」、「デリバティブ取引」、「主な外貨建資産・負債」、「通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引」、「純額で表示した補助活動に係る収支」等について重要性があると認められる場合に記載すること。
3. 平成 25 年通知における別添「注記事項記載例」について、本通知により新たに必要となる注記を加除修正すると、別添 2「注記事項記載例」のとおりとなるので参考とされたいこと。

第五 附属明細書の記載方法について

1. 固定資産明細書について(第 42 条第 1 項第 1 号、第 5 号様式関係)

「摘要」欄には、贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の 1/100 に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合に、それぞれの事由を記載すること。
2. 借入金明細書について(第 42 条第 1 項第 2 号、第 6 号様式関係)
 - (1)借入先については、金融機関の名称を記載する必要はなく、各欄は、金融機関の種類(公的金融機関、市中金融機関及びその他)ごとに集計して記載すること。
 - (2)「摘要」欄には、借入金の使途及び担保物権の種類を記載すること。なお、借入金の使途や担保物権が複数ある場合、以下の例を参考に記載されたいこと。

(記載例)

借入先		期首残高	当期増加額		返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関	××	××		××	建設資金 担保なし
	市中金融機関	××	××		××	建設資金 校地担保 運転資金 担保なし
	その他					
	計	××	××		××	
合計		××	××		××	

3. 基本金明細書について（第42条第1項第3号、第7号様式関係）

- (1) 基本金の組入れ及び取崩しの計算過程を明示するため、各号基本金に「当期組入対象額」及び「当期取崩対象額」の行を追加し、当期組入対象額から当期取崩対象額を差し引きして「当期組入額（又は当期取崩額）」を記載すること。
- (2) 第1号基本金の当期組入対象額及び当期取崩対象額は、「土地」「建物」「構築物」など、貸借対照表（第1号様式）の小科目単位で記載すること。
- (3) 基本金明細書（第7号様式）の記載方法については、別添3「基本金明細書の記載例」を参考にされたいこと。

第六 財産目録の記載方法について（第4章関係）

1. 財産目録の資産額に係る項目のうち、基本財産と運用財産の区分については、各学校法人が、改正私学法第17条第1項の規定及び寄附行為等を踏まえ、決定すること。
2. 財産目録の記載方法については、別添4「財産目録の記載例」を参考にされたいこと。なお、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする新基準の趣旨に鑑み、貸借対照表に記載する科目より詳細な内容を記載することが望ましいこと。

第七 会計監査人非設置知事所轄学校法人の「小規模法人における会計処理等の簡略化について（報告）」について（通知）」の適用について

学校法人会計基準第5章に規定する知事所轄学校法人（都道府県知事を所轄庁とする学校法人をいう。）に関する特例について、改正私学法における会計監査人制度の趣旨に鑑み、新基準では第5章において特例の適用対象を会計監査人非設置知事所轄学校法人（都道府県知事を所轄庁とする学校法人（会計監査人を置くものを除く。）をいう。）に限定したことを踏まえ、昭和49年3月29日付け文管振第87号文部省管理局长通知「小規模法人における会計処理等の簡略化について（報告）」について（通知）」において「都道府県知事所轄の学校法人」とあるのは、「会計監査人非設置知事所轄学校法人」と読み替えること。

第八 会計監査人の監査上特に留意すべき事項について

1. 会計監査人が改正私学法第 86 条第 1 項に規定する計算書類及びその附属明細書の監査を行うに当たって、寄付金（現物寄付を含む。）及び学校債の受入れが適正に行われているかについて留意し、特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。
2. 上記に関し、会計監査人が、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、改正私学法第 87 条により準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 108 条第 1 項の規定により、遅滞なく、これを監事に報告すること。

第九 収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書の取扱いについて

1. 新基準における取扱いについて（第 3 条関係）
 - (1) 学校法人は私立学校の設置を目的として設立される法人であり、その適切な運営を確保していく観点から、改正私学法第 19 条第 1 項の事業（以下「収益事業」という。）は一定の範囲内で行われることが求められている。このような学校法人の収益事業の目的や特性を踏まえ、収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に係る会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成の実務が醸成されていることから、収益事業会計に関しては、学校法人会計の慣行も踏まえつつ、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従うこと。
 - (2) 収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書については、別添 5 を参考にされたいこと。

2. 改正私学法における取扱いについて

新基準第 1 条第 2 項の規定により、収益事業会計については、計算書類及びその附属明細書に代えて、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならないとされているが、改正私学法においては、これらの作成、監事及び会計監査人の監査、備置き及び閲覧、公表等の取扱いが規定されていない。

この点について、現在、これらが公認会計士等の監査の対象とされ（私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 1 項及び同条第 3 項）、閲覧及び公表の対象とされていること（令和元年 9 月 27 日付け元文科高第 518 号文部科学省高等教育局私学部長通知「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について（通知）」）は、ステークホルダーへの情報開示に資するものであることを踏まえ、収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書の作成、監事及び会計監査人の監査、備置き及び閲覧、公表等の取扱いは、改正私学法における計算書類及びその附属明細書の取扱いの例によるものとする。

第十 事業報告書の参考例について

改正私学法第 103 条第 2 項及び改正私学法施行規則第 29 条に規定する事業報告書については、「法人の概要」、「事業の概要」、「財務の概要」及び「学校法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び運用状況の概要」に区分して

作成することが適当であり、様式について、令和3年2月3日付け2文科高第994号文部科学省高等教育局私学部長通知「「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「私立学校法施行規則の一部を改正する省令」の施行について（通知）」の別添5において示した参考例を別添6のとおり改めたので、参考とされたいこと。

第十一 新基準第13条第1項第4号に規定する文部科学大臣の定める額について

「学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について」（昭和62年8月31日文部大臣裁定・平成25年9月2日最終改正）について、別添7のとおり条文番号の変更等の改正、「学校法人会計基準第13条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について」（昭和62年8月31日文部大臣裁定・令和7年2月12日最終改正）としたこと。

別添資料

【別添1】 共通収支の配分基準の例

【別添2】 注記事項記載例

【別添3】 基本金明細書の記載例

【別添4】 財産目録の記載例

【別添5】 収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書の様式参考例

【別添6】 事業報告書及び附属明細書 参考例

【別添7】 学校法人会計基準第13条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について（昭和62年8月31日文部大臣裁定・令和7年2月12日最終改正）

本件担当：

【学校法人会計基準の運用、会計監査人の監査に関すること】

文部科学省高等教育局私学部参事官付財務調査係

電話：03-5253-4111（内線2539）

メールアドレス：sigsanji@mext.go.jp

【事業報告書に関すること】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111（内線2531）

メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

共通収支の配分基準の例

	大科目	小科目	備考	共通収支の配分基準の例			
収入項目	寄付金		教育費充当と指定	在籍者数	部門数		
			研究費充当と指定	大学等の教員数	高等教育機関 部門数		
			指定なし	部門数			
		経常費等補助金		共通利用施設補助	収容定員数		
		付随事業収入		バス、食堂、購買部等	利用者数	在籍者数	部門数
		雑収入	その他の雑収入		事業収入予算	経常収入予算	
		受取利息・配当金			事業収入予算	経常収入予算	在籍者数
		その他の教育活動 外収入	収益事業収入		部門数		
		資産売却差額			収容定員数	対象資産実績	
		その他の特別収入	施設設備寄付金		収容定員数		
施設設備補助金			収容定員数				
支出項目	人件費	教員人件費	本務者	授業時間	従事時間(日数)		
		職員人件費	本務者	従事時間(日数)			
		退職金		(退職時部門)	(在職部門)		
	教育研究経費	消耗品費			在籍者数	収容定員数	
		光熱水費			面積	収容定員数	在籍者数
					計量基準		
		旅費交通費			在籍者数		
		福利費			在籍者数	利用者数	
		通信費			在籍者数	収容定員数	
		印刷製本費			在籍者数	収容定員数	
		修繕費			面積	収容定員数	
		損害保険料	火災保険、警備費	面積	収容定員数		
		報酬手数料	清掃費用・剪定費用	面積			
		・・・					
		減価償却額		面積	使用時間	収容定員数	
			車輛	走行距離			
			ソフトウェア	使用PC数			
	雑費		在籍者数	収容定員数			
	管理経費	消耗品費			職員数		
		光熱水費			面積		
		旅費交通費			職員数		
		福利費			職員数		
		通信費			職員数		
		印刷製本費			職員数		
		修繕費			面積		
		損害保険料	火災保険、警備費	面積			
		公租公課	消費税	事業収入(予算)	事業支出(予算)		
		報酬手数料	清掃費用	面積			
			監査報酬	事業収入(予算)	事業支出(予算)		
			顧問弁護士費用等	部門数			
			学納金等管理ソフト				
		賃借料		面積	利用者数		
		広報費		部門数			
		募集費		募集人数			
		・・・					
		減価償却額		面積	使用時間		
		車輛	走行距離				
		ソフトウェア	使用PC数				
	雑費						
	借入金等利息	施設設備関係	面積	対象資産借入実績			
	運転資金	部門数	収容定員数	事業支出(予算)			
			借入金実績				
資産処分差額			収容定員数	対象資産実績			

(注) 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができるため、一般的な科目を前提に配分基準の例を参考として示したものである。

注記事項記載例（第40条関係）

＜例1＞（該当する事項がある場合）

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

賞与引当金

…教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

退職給与引当金

…退職金の支給に備えるため、期末要支給額×××円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

…外貨建短期金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算しており、外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

…預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

…補助活動に係る収支は純額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 改正後の学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 ×××円

4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 ×××円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土 地 ×××円

建 物 ×××円

附属病院を含んでいる。「病院」には、●●病院を含んでいる。「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校等」には、○○附属幼稚園、・・・を含んでいる。「その他」には、学校法人部門のほか、○○部門、△△研究所を含んでいる。

(第二5.(4)による場合の記載例)

(単位 円)

科目	セグメント	大学・短期大学・ 高等専門学校	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学校・ 専修学校等	その他	合計
教育活動収入計					
教育活動支出計					
教育活動収支差額					
教育活動外収支差額					
経常収支差額					
特別収支差額					
基本金組入前当年度収支差額					
基本金組入額合計		△	△	△	△
当年度収支差額					

(注1) セグメント情報は拠点区分別(設置学校・附属施設別)の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。

(注2) 各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「大学・短期大学・高等専門学校」「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校等」「その他」に区分している。「大学・短期大学・高等専門学校」には、○○大学、○○短期大学、○○高等専門学校を含んでいる。「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校等」には、○○附属幼稚園、・・・を含んでいる。「その他」には、学校法人部門のほか、○○部門、△△研究所を含んでいる。

(注3) 収入額及び支出額の各セグメントへの配分方法は、昭和55年11月4日付文管企第250号文部省管理局长通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」に記載の方法を適用している。

9. 重要な偶発債務

下記について債務保証を行っている。

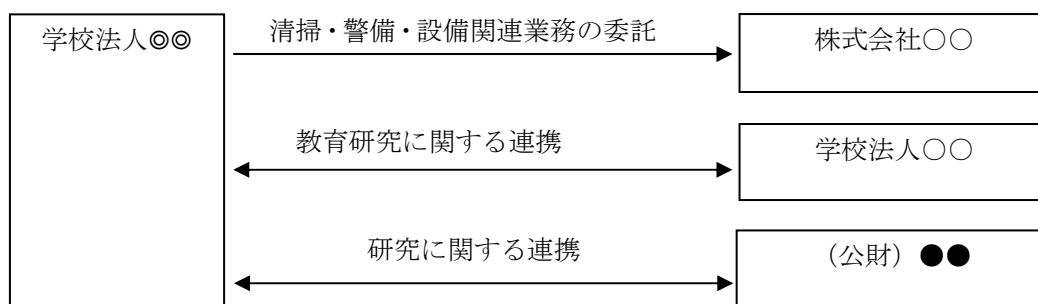
教職員の住宅資金借入れ	×××円
役員の銀行借入金	×××円
A学校法人(姉妹校)の銀行借入金	×××円
B社(食堂業者)の銀行借入金	×××円
理事(又は監事)が取締役であるC社の銀行借入金	×××円

10. 子法人に関する事項

(1) 子法人の概要

子法人の 名称	事業内容	資本金の額	学校法人の出資金 額等及び当該会社 の総株式等に占め る割合並びに当該 株式等の入手日	議決権 の所有 割合	役員の兼任等	他の注記事項との関係		
						出資 会社	関連 当事者	学校法人間 取引
株式会社 〇〇	清掃・警備・設備 関連業務の委託	××円	令和×年×月×日 ×××円 ×××株 総出資金額に占め る割合 ××%	××%	兼任〇人 代表取締役社長 (理事) 取締役(元理 事) 監査役(理事)	関係 あり	関係 あり	
学校法人 〇〇	教育研究事業	—	—	—	兼任〇人 ××		関係 あり	関係あり
(公財) ●●	●●事業	—	—	—	兼任〇人 ××			

(2) 学校法人と子法人の取引の関連図



(3) 子法人との取引の状況

子法人の名称	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
株式会社〇〇	清掃・警備・設備関連 業務の委託	××円	未払金	××円
	受入配当金	××円	—	—
	受入寄附金	××円	—	—
	長期借入金	××円	長期借入金	××円
学校法人〇〇	資金の貸付	××円	貸付金	××円

(4) 子法人の債務に係る保証債務

学校法人は子法人について債務保証を行っていない。

11. 学校法人の出資による会社に係る事項

当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況は次のとおりである。

(1) 当該会社の概要

法人名称	事業内容	資本金の額	学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日	他の注記事項との関係	
				子法人	関連当事者
株式会社 ▲▲	××	××円	令和×年×月×日 ×××円 ×××株 総出資金額に占める割合 ××%		
株式会社 ○○	省略	省略	省略	関係あり	関係あり

(2) 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額

法人の名称	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
株式会社▲▲	清掃・警備・設備関連業務の委託	××円	未払金	××円
	受入配当金	××円	—	—
	受入寄附金	××円	—	—
	長期借入金	××円	長期借入金	××円
株式会社○○	省略			

12. 関連当事者との取引の内容に関する事項

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属性	役員、法人等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	他の注記事項との関係		
						役員の兼任等	事業上の関係					子法人	出資会社	学校法人間取引
関係法人	株式会社○○	東京都××区	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	関係あり	関係あり	
関係法人	学校法人○○	東京都○○区	—	省略	—	省略	省略	省略	省略	省略	省略	関係あり		関係あり
理事	鈴木一郎	—	—	A社代表取締役	—	—	—	資金の貸付	××	貸付金	××			
理事長××が議決権の過半数を有している会社	B社	東京都××区	××	不動産の賃貸及び管理他	×%	兼任1人	不動産の賃貸借契約の締結	家賃の支払	××	敷金	××			
理事	田中二郎	—	—	—	—	—	—	無償の土地使用	0	—	0			

(注) 貸付金については、市場金利を勘案して貸付金利を合理的に決定している。

13. 学校法人間の財務取引

学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	他の注記事項との関係	
						子法人	関連当事者
学校法人〇〇	省略	省略	省略	省略	省略	関係あり	関係あり
●●学園	大阪府 〇〇市	債務保証	×××	—	×××		

14. 重要な後発事象

令和××年5月×日、〇〇高等学校本館が火災により焼失した。この火災による損害額及び保険の契約金額は次のとおりである。

	(損害額)	(契約保険金額)
建 物	××円	××円
構築物	××円	××円

なお、機器備品の損害額は調査中である。

15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

① 総括表

(単位 円)

	当年度 (令和××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	△×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(△××)
合 計	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

② 明細表

(単位 円)

種 類	当年度 (令和××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	×××	×××	(△) ××
株式	×××	×××	(△) ××
投資信託	×××	×××	(△) ××
その他	×××	×××	(△) ××
合 計	×××	×××	×××
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

(2) デリバティブ取引

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(単位 円)

対 象 物	種 類	当年度 (令和××年3月31日)			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時 価	評価損益
為替予約取引	売建 米ドル	×××	×××	××	××
金利スワップ取引	受取固定・支払変動	×××	×××	××	××
合 計		×××	×××	××	××

(注1) 上記、為替予約取引及び金利スワップ取引は将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としている。

(注2) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっている。

金利スワップ取引…取引銀行から提示された価格によっている。

(3) 主な外貨建資産・負債

(単位 円)

科 目	外貨建	貸借対照表計上額	年度末日の為替相場による円換算額	換算差額
その他の固定資産 (定期預金)	米ドル ××	×××	××	(△) ××
長期借入金	ユーロ ××	×××	××	(△) ××

(4) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① 平成21年4月1日以降に開始したリース取引

リース資産の種類

リース料総額

未経過リース料期末残高

教育研究用機器備品	××円	××円
管理用機器備品	××円	××円
車 両	××円	××円
教育研究用消耗品	××円	××円

② 平成 21 年 3 月 31 日以前に開始したリース取引

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	××円	××円
管理用機器備品	××円	××円
車 両	××円	××円

(5) 純額で表示した補助活動に係る収支

純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は次のとおりである。

(単位 円)

支 出	金 額	収 入	金 額
人件費支出 管理経費支出(経費支出) 借入金等利息支出	××× ××× ××	補助活動収入(売上高) その他の受取利息・配当金収入 雑収入	××× ××× ××
計	×××	計	×××
純 額			××

<例 2> (該当する事項がない場合)

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

…期末要支給額×××円は、退職金財団からの交付金と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)に基づく改正後の学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 ×××円

4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 0円

5. 担保に供されている資産の種類及び額 なし
6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 0円
7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。
8. セグメント情報
設定すべきセグメントが、セグメント「その他」以外に一のみであるため、省略している。
9. 重要な偶発債務 なし
10. 子法人に関する事項 なし
11. 学校法人の出資による会社に係る事項 なし
12. 関連当事者との取引の内容に関する事項 なし
13. 学校法人間の財務取引 なし
14. 重要な後発事象 なし
15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 なし

基本金明細書の記載例（第42条第1項第3号、第7号様式関係）

(単位 円)

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	14,000,000,000	11,500,000,000	2,500,000,000	
第2号基本金から振替	800,000,000	800,000,000		
当期組入対象額				
1.土地	600,000,000	350,000,000	250,000,000	
2.建物	400,000,000	250,000,000	150,000,000	
過年度未組入れに係る当期組入れ		30,000,000	△ 30,000,000	
3.教育研究用機器備品	20,000,000	20,000,000		
計	1,020,000,000	650,000,000	370,000,000	
当期取崩対象額				
1.建物	△ 250,000,000	△ 250,000,000		
2.教育研究用機器備品	△ 10,000,000	△ 10,000,000		
計	△ 260,000,000	△ 260,000,000	0	
当期組入額	760,000,000	390,000,000	370,000,000	
当期末残高	15,560,000,000	12,690,000,000	2,870,000,000	
第2号基本金				
前期繰越高	—	1,200,000,000	—	
第1号基本金へ振替	—	△ 800,000,000	—	
当期組入対象額				
〇〇講堂改築資金	—	120,000,000	—	
〇〇学部校舎改築資金	—	80,000,000	—	
計	—	200,000,000	—	
当期取崩対象額				
△△整備計画廃止に伴う取崩し	—	△ 300,000,000	—	
計	—	△ 300,000,000	—	
当期取崩額	—	△ 100,000,000	—	
当期末残高	—	300,000,000	—	
第3号基本金				
前期繰越高	—	100,000,000	—	
当期組入対象額				
〇〇奨学基金	—	10,000,000	—	
計	—	10,000,000	—	
当期取崩対象額				
△△奨学基金廃止に伴う取崩し	—	△ 5,000,000	—	
計	—	△ 5,000,000	—	
当期組入額	—	5,000,000	—	
当期末残高	—	105,000,000	—	
第4号基本金				
前期繰越高	300,000,000	300,000,000	0	
当期組入対象額	9,000,000	9,000,000	0	
当期取崩対象額	0	0	0	
当期組入額	9,000,000	9,000,000	0	
当期末残高	309,000,000	309,000,000	0	
合 計				
前期繰越高	—	13,100,000,000	2,500,000,000	
当期組入額	—	404,000,000		
当期取崩額	—	△ 100,000,000		
当期末残高	—	13,404,000,000	2,870,000,000	

第2号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位：円)

番号	計画の名称	第2号基本金当期末残高
1	〇〇講堂改築計画	200,000,000
2	〇〇学部校舎改築計画	100,000,000
計		300,000,000

第3号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位：円)

番号	基金の名称	第3号基本金引当特定資産 運用収入	第3号基本金当期末残高
1	〇〇奨学基金	4,000,000	105,000,000
計		4,000,000	105,000,000

財産目録の記載例（第47条、第8号様式関係）

(単位 円)

科 目	年 度 末
一 資産額	
(一) 基本財産	
1 土地	3,501,000,000
(1) 校地	200,000 m ² 3,000,000,000
(2) 運動場	80,000 m ² 500,000,000
(3) その他	300 m ² 1,000,000
2 建物	4,403,000,000
(1) 校舎	100,000 m ² 4,000,000,000
(2) 体育館	60,000 m ² 400,000,000
(3) その他	5,000 m ² 3,000,000
3 教育研究用機器備品	130,000 点 1,000,000,000
4 図書	170,000 冊 830,000,000
(二) 運用財産	
1 現金預金	191,000,000
(1) 現金	1,000,000
(2) 普通預金	190,000,000
2 積立金	500,000,000
(1) 第3号基本金引当特定資産	500,000,000
① 定期預金	50,000,000
② 有価証券	450,000,000
3 有価証券	35,000,000
(1) 利付国債	30,000,000
(2) 株式	5,000,000
(三) 収益事業会計資産	
1 流動資産	6,500,000
(1) 現金預金	6,500,000
① 現金	500,000
② 普通預金	6,000,000
2 固定資産	127,000,000
(1) 土地	80,000,000
(2) 建物	47,000,000
合 計	10,593,500,000
二 負債額	
(一) 固定負債	
1 長期借入金	100,000,000
2 長期未払金	7,000,000
3 退職給与引当金	280,000,000
(1) 教員	180,000,000
(2) 職員	100,000,000
(二) 流動負債	
1 短期借入金	2,200,000
2 未払金	1,800,000
3 前受金	40,000,000
(三) 収益事業会計負債	
1 流動負債	300,000
(1) 未払金	300,000
合 計	431,300,000

様式参考例（第1条第2項関係）
（収益事業会計）

貸借対照表

年 月 日

（単位 円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金預金		短期借入金	
(何)		(何)	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	
土地		(何)	
建物			
(何)			
無形固定資産			
(何)			
投資その他の資産			
(何)			
		負債 合計	
		純資産の部	金額
		元入金	
		利益剰余金	
		繰越利益剰余金	
		純資産 合計	
資産 合計		負債・純資産 合計	

(収益事業会計)

損益計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

科 目	金 額	
I. 営業損益		
(1) 営業収益		
○○収入		
(何)		
(2) 営業費用		
(何)		
営業利益		
II. 営業外損益		
(1) 営業外収益		
(何)		
(2) 営業外費用		
(何)		
経常利益		
III. 特別損益		
(1) 特別利益		
(何)		
(2) 特別損失		
(何)		
学校会計繰入前利益		
学校会計繰入金支出		
税引前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税		
当期純利益		

参考例（私立学校法第 103 条第 2 項、私立学校法施行規則第 29 条関係）

事業報告書

1. 法人の概要

(1) 基本情報

- ① 法人の名称
- ② 主たる事務所の住所、電話番号、FAX 番号、ホームページアドレス等

(2) 建学の精神

(3) 学校法人の沿革

(4) 設置する学校・学部・学科等

(5) 学校・学部・学科等の学生数の状況

(〇〇年 5 月 1 日現在)

学校名		入学定員	入学者数	収容定員	現員数
大学	〇〇学部				
	××学部				
短期大学	△△学科				

(6) 収容定員充足率

(毎年度 5 月 1 日現在)

学校名	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
大学					
短期大学					

(7) 役員の概要

- ・ 定員数、役員の氏名、就任年月日、常勤・非常勤の別、業務執行・非業務執行の別、主な現職、外部理事等
- ・ 責任免除に関する決議等、責任限定契約、補償契約及び役員賠償責任保険契約の状況

(8) 評議員の概要

- ・ 定員数、評議員の氏名、就任年月日、主な現職等

(9) 会計監査人の概要

- ・ 定員数、名称又は氏名、就任年月日等
- ・ 責任免除に関する決議等、責任限定契約、補償契約及び役員賠償責任保険契約の状況

(10) 理事選任機関の概要

- ・ 構成等

(11) 教職員の概要

- ・ 教職員の本務・兼務別の人数等

(12) その他

2. 事業の概要

(1) 主な教育・研究の概要

- ・ 「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」

(2) 中期的な計画（教学・人事・施設・財務等）及び事業計画の進捗・達成状況

(3) その他

3. 財務の概要

(1) 決算の概要

① 貸借対照表関係

ア) 貸借対照表の状況と経年比較

・・・。

	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
固定資産					
流動資産					
資産の部合計					
固定負債					
流動負債					
負債の部合計					
基本金					
繰越収支差額					
純資産の部合計					
負債及び純資産					

の部合計					
------	--	--	--	--	--

イ)財務比率の経年比較

- ・運用資産余裕比率、流動比率、総負債比率、前受金保有率、基本金比率、積立率等

② 事業活動収支計算書関係

ア)事業活動収支計算書の状況と経年比較

・・・。

科目		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
教育活動収支	事業活動収入の部					
	学生生徒等納付金					
	手数料					
	寄付金					
	経常費等補助金					
	付随事業収入					
	雑収入					
	教育活動収入計					
	事業活動支出の部					
	人件費					
	教育研究経費					
	管理経費					
	徴収不能額等					
	教育活動支出計					
教育活動収支差額						
教育活動外収支	事業活動収入の部					
	受取利息・配当金					
	その他の教育活動外収入					
	教育活動外収入計					
	事業活動支出の部					
	借入金等利息					
	その他の教育活動外支出					
	教育活動外支出計					
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
支 特 別 収	事業活動収入の部					
	資産売却差額					
	その他の特別収入					

	特別収入計					
	事業活動支出の部					
	資産処分差額					
	その他の特別支出					
	特別支出計					
	特別収支差額					
	基本金組入前当年度収支差額					
	基本金組入額合計					
	当年度収支差額					
	前年度繰越収支差額					
	基本金取崩額					
	翌年度繰越収支差額					

(参考)

	事業活動収入計					
	事業活動支出計					

イ)財務比率の経年比較

- ・人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、事業活動収支差額比率、学生生徒等納付金比率、経常収支差額比率等

③ 資金収支計算書関係

ア)資金収支計算書の状況と経年比較

・・・。

収入の部	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
学生生徒等納付金収入					
手数料収入					
寄付金収入					
補助金収入					
資産売却収入					
付随事業・収益事業収入					
受取利息・配当金収入					
雑収入					
借入金等収入					
前受金収入					
その他の収入					
資金収入調整勘定					
前年度繰越支払資金					

収入の部合計					
--------	--	--	--	--	--

支出の部	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
人件費支出					
教育研究経費支出					
管理経費支出					
借入金等利息支出					
借入金等返済支出					
施設関係支出					
設備関係支出					
資産運用支出					
その他の支出					
資金支出調整勘定					
翌年度繰越支払資金					
支出の部合計					

イ)活動区分資金収支計算書の状況と経年比較

・・・。

科目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
教育活動による資金収支					
教育活動資金収入計					
教育活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
教育活動資金収支差額					
施設整備等活動による資金収支					
施設整備等活動資金収入計					
施設整備等活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
施設整備等活動資金収支差額					
小計（教育活動資金収					

支差額＋施設整備等活動資金収支差額)					
その他の活動による資金収支					
その他の活動資金収入計					
その他の活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
その他の活動資金収支差額					
支払資金の増減額（小計＋その他の活動資金収支差額）					
前年度繰越支払資金					
翌年度繰越支払資金					

ウ)財務比率の経年比較

- ・教育活動資金収支差額比率

(2)その他

① 資産運用の状況

- ・運用目的、運用目標、運用方針（基本ポートフォリオを含む）、資産運用に関するガバナンス体制、運用体制、本年度の運用の概況（運用目的ごとの貸借対照表計上額、時価、収益の状況等）等

② 学校債の状況

- ・発行年度、本年度末残高、利率、償還期限等

③ 寄付金の状況

- ・主な寄付金の使用実績等

④ 補助金の状況

- ・主な補助金の内容、使用実績等

⑤ 収益事業の状況

- ・ 事業内容、貸借対照表の経年比較、損益計算書の経年比較等

(3) 経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

4. 学校法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び運用状況の概要

(1) 関係する決議の概要

(2) 体制整備及び運用状況の概要

- ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制
- ⑤ 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

参考例

附属明細書

※事業報告書の内容を補足する重要な事項を記載すること。

※該当事項がない場合にはその旨を記載すること。

昭和62年8月31日 文部大臣裁定
(令和7年2月12日最終改正)

学校法人会計基準第13条第1項第4号に規定する 恒常的に保持すべき資金の額について

学校法人会計基準（昭和46年4月1日 文部省令第18号）第13条第1項第4号の規定に基づき、学校法人が恒常的に保持すべき資金の額を次のとおり定める。

記

1. 学校法人が学校法人会計基準第13条第1項第4号の規定に基づき、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。）、教育研究経費（減価償却額を除く。）、管理経費（減価償却額を除く。）及び教育活動外収支の借入金等利息の決算額の合計を12で除した額（100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。）とする。
なお、本項により計算した額（以下「計算額」という。）が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、その差額を取崩しの対象としなければならない。
2. (特例)
 - ア. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の80以上100分の100未満の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。
 - イ. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。
3. この裁定は、令和7年度以降の会計年度に係る会計処理並びに計算書類及びその附属明細書の作成について適用する。

- 学校法人会計基準第13条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について（昭和62年8月31日文部大臣裁定・令和7年2月12日最終改正）

(傍線部分は変更部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">昭和62年8月31日文部大臣裁定 (<u>令和7年2月12日最終改正</u>)</p> <p style="text-align: center;">学校法人会計基準第<u>13</u>条第1項第4号に規定する 恒常的に保持すべき資金の額について</p> <p>学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）第<u>13</u>条第1項第4号の規定に基づき、学校法人が恒常的に保持すべき資金の額を次のとおり定める。</p>	<p style="text-align: center;">昭和62年8月31日文部大臣裁定 (<u>平成25年9月2日最終改正</u>)</p> <p style="text-align: center;">学校法人会計基準第<u>30</u>条第1項第4号に規定する 恒常的に保持すべき資金の額について</p> <p>学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）第<u>30</u>条第1項第4号の規定に基づき、学校法人が恒常的に保持すべき資金の額を次のとおり定める。</p>
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 学校法人が学校法人会計基準第<u>13</u>条第1項第4号の規定に基づき、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。）、教育研究経費（減価償却額を除く。）、管理経費（減価償却額を除く。）及び教育活動外収支の借入金等利息の決算額の合計を12で</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 学校法人が学校法人会計基準第<u>30</u>条第1項第4号の規定に基づき、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。）、教育研究経費（減価償却額を除く。）、管理経費（減価償却額を除く。）及び教育活動外収支の借入金等利息の決算額の合計を12で</p>

除した額（100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることができる。）とする。

なお、本項により計算した額（以下「計算額」という。）が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、その差額を取崩しの対象としなければならない。

2. (特例)

ア. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の80以上100分の100未満の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

イ. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

(削る。)

除した額（100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることができる。）とする。

なお、本項により計算した額（以下「計算額」という。）が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、その差額を取崩しの対象としなければならない。

2. (特例)

ア. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の80以上100分の100未満の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

イ. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

3. (経過措置)

ア. 平成27会計年度に係る計算額

① 平成27会計年度に係る計算額は、平成26会計年度の消費支出の人件費（退職給与引当金繰入額（又は退職金）を除く。）、教育研究経費（減価償却額を除く。）、管理経費（減価償却額を除く。）及び借入金等利息の決算額の合計を12で除した額（100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることができる。）とする。

② ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額を下回る

ときは、①の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

③ ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合は、①の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

イ. 平成28会計年度に係る計算額

平成28会計年度に係る計算額が、平成27会計年度に係る基本金の額を下回る場合については、2.ア.に定める特例は適用しないものとする。

ウ. 都道府県知事所轄法人に関する特例

都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、3.ア.及びイ.に示すものについては、「平成26会計年度」を「平成27会計年度」に、「平成27会計年度」を「平成28会計年度」に、「平成28会計年度」を「平成29会計年度」にそれぞれ読み替えるものとする。

3. この裁定は、令和7年度以降の会計年度に係る会計処理並びに計算書類及びその附属明細書の作成について適用する。

4. この裁定は、平成27年度（都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、平成28年度）以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用する。